

資料 1 保育士の賃金について

Aさんの給与明細

	給与区分	時給
給料	時間給単価	¥961
	時間給（調整分）単価	¥5
	キャリアアップ手当	¥80
	手当1（日割りあり）	¥50
	手当2	¥150
	手当3	¥46
	合計（時間給+手当）	¥1,292

〈問題意識〉

- 手当が本来の目的にマッチするような助成の仕組みに変えるべきではないか。

2023年 最低賃金
東京都 1113円

時間給 967円

+

国や自治体からの手当
326円



手当がなければ
最低賃金に満たない現状

ひとり親家庭ホームヘルプサービス	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

支援を必要とする小学生以下の児童のいるひとり親家庭にホームヘルパーやベビーシッターを派遣し、必要な援助を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 内 容
ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限る。
- (2) 派遣時間
午前7時から午後10時までの間、1回当たり2時間以上（※）4時間まで（1時間単位）
1か月当たりの最大利用時間
小学校就学前の児童がいる場合 48時間
小学校1年生から3年生までの児童がいる場合 36時間
小学校4年生から6年生までの児童がいる場合 24時間
※令和7年度から送迎援助に限り1回当たり原則1時間としています。
- (3) 費用負担
親の前年の所得により、1時間につき0円～1,290円

根拠法令等

港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

開始時期

昭和57年度

実績表

派 遣 状 況					
区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
利用回数（回）	4,397	7,490	8,439	8,318	9,361
登録世帯数（世帯）	74	111	106	107	126

令和6年
1月4日から
受付開始！

保育園等での 不適切保育などの相談を 広く受け付けます！



保育園等での不適切保育が疑われる内容や保育に関する悩みを、
WEB上の専用フォームで24時間(※)いつでも受け付けます！

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください！

※ システムメンテナンスで利用休止になることがありますので、ご了承ください。

相談 できる人

- 対象施設を利用する子どもの保護者等
- 対象施設に勤務する職員

相談 できる内容

保育園等での不適切保育が疑われる内容
や保育に関する悩みを、広く受け付けます。

対象施設

次の港区内の保育園等です。

認可保育園(区立・私立)、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、
居宅訪問型保育事業所、東京都認証保育所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、
病児・病後児保育室、一時預かり事業、子育てひろば、みなと保育サポート などの保育現場

対応の 流れ

相談内容を確認し、必要に応じて調査等を実施します。
受け付けた相談内容は、適宜、関係部署と共有します。

本事業の 有限会社
受託事業者 子ども総合研究所(※)

※令和6年4月1日から、事業者名が変更となっておりますが、運営母体に変更はありません。

相談方法

次のURLまたはQRコードから

WEB上の専用フォームにアクセスし、相談内容を入力してください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/49mS8>



子ども政策課では電話での相談も受け付けています。
電話での相談を希望される方は、
下記問合せ先にご連絡ください。

問合せ先

子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係

☎ **03-3578-2852** (平日の午前9時～午後5時)

MINATO CITY

